

阿南市手話言語及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条第3号の規定に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策を総合的に推進し、障がい者を含めた全ての市民が互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、阿南市手話言語及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（以下「条例」という。）を制定するに当たり、市民等の意見を聴取することを目的として開催する阿南市手話言語及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例検討会議（以下「検討会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 条例の素案に関する事項
- (2) 条例に規定すべき項目及び内容に関する事項
- (3) 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の制定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体の代表者
- (3) 障がい者又は障がい者の家族
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(会長等)

第4条 検討会議に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によってこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 会長が検討会議に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(検討会議の開催)

第5条 検討会議は、市長が構成員を招集する。

- 2 検討会議の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項については、この限りでない。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部福祉事務所地域共生推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催及び運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 検討会議の開催に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。